

せい かつ ほ ご あん ない 生活保護のご案内



せい かつ ほ ご 生活保護とは

わたし びょうき しつぎょう こうれい りべつ しべつ さまざま じじょう
私たちはだれでも、病気やケガ、失業、高齢、離別や死別など様々な事情
により、生活費や医療費に困ることがあります。生活保護は、このようなとき
に憲法第25条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を保障すると
ともに、今後の生活の自立を助長することを目的とした制度です。

また、生活保護の申請は国民の権利です。要件を満たせばどなたでも生活
保護を受けることができますので、ためらわずにご相談ください。

そう だん まどぐち 相談窓口

ぶんきょうくふくしじむしょ
文京区福祉事務所

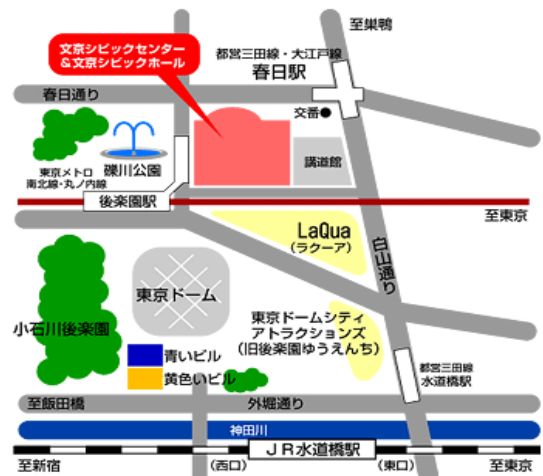
せい かつ ふく し か そう だん か が り ぶん きょう かい きた が わ
生活福祉課相談係(文京シビックセンター 9階北側)

じゅうしょ
○住所：〒112-8555

とうきょうとぶんきょうくすが ちょうめ ばん ごう
東京都文京区春日1丁目16番21号

でんわ
○電話：03-3812-7111 (内線：2774・2775)

ふあックス
○FAX：03-5803-1354



生活保護のしくみ

生活保護が利用できるかどうかは、国が定めた最低生活費と世帯の収入を比較して判定します。その世帯の収入（月額）が最低生活費を下回っている場合に生活保護を受けることができます。



保護が受けられる場合

収入

不足分（保護費）

国が定める最低生活費

保護が受けられない場合

収入

※収入には、給料、年金、手当、仕送り、保険金、預貯金、借入金など全てを含みます。なお、働いて得た収入については、収入額に応じて一定額を必要経費として控除します。

※生活保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、家賃額等により決定されますので、常に一定のものではありません。

申請先について

生活保護は、住民登録の有無に関わらず、現在住んでいる場所（居住地）の自治体で受けることになっています。

例えば文京区に住民票があっても、実際に住んでいるのがA区であれば申請先はA区となります。

世帯単位

生活保護は、世帯全体で保護が必要かどうかを判断します。一つの世帯の中で特定の人だけが生活保護を受けることは原則としてできません。



（生活保護法第10条 世帯単位の原則）

どのような方が生活保護を受けられるか



生活保護は、世帯のすべての人が、収入、資産、能力その他あらゆるものを生活のために活用して、それでも国が定めた最低限度の生活費に満たない場合に、その不足分を補います（生活保護法第4条 保護の補足性）。そのため、収入、資産については正しい届出が義務付けられています。

【以下のような状態の方が対象となります】

○不動産、自動車、生命保険、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。

※居住用不動産等、保有が認められる場合もありますのでご相談ください。

○就労できない、又は就労していても、国が定める最低生活費を得られない。

○年金、手当等の社会保障給付の活用をしても国が定める最低生活費を得られない。

※生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくはご相談ください。

※急迫した事情がある場合は、資産等を持ったまま保護を受けることができます。

⇒くわしくはP.6「申請前に知っておいていただきたいこと」を参照してください。

扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します

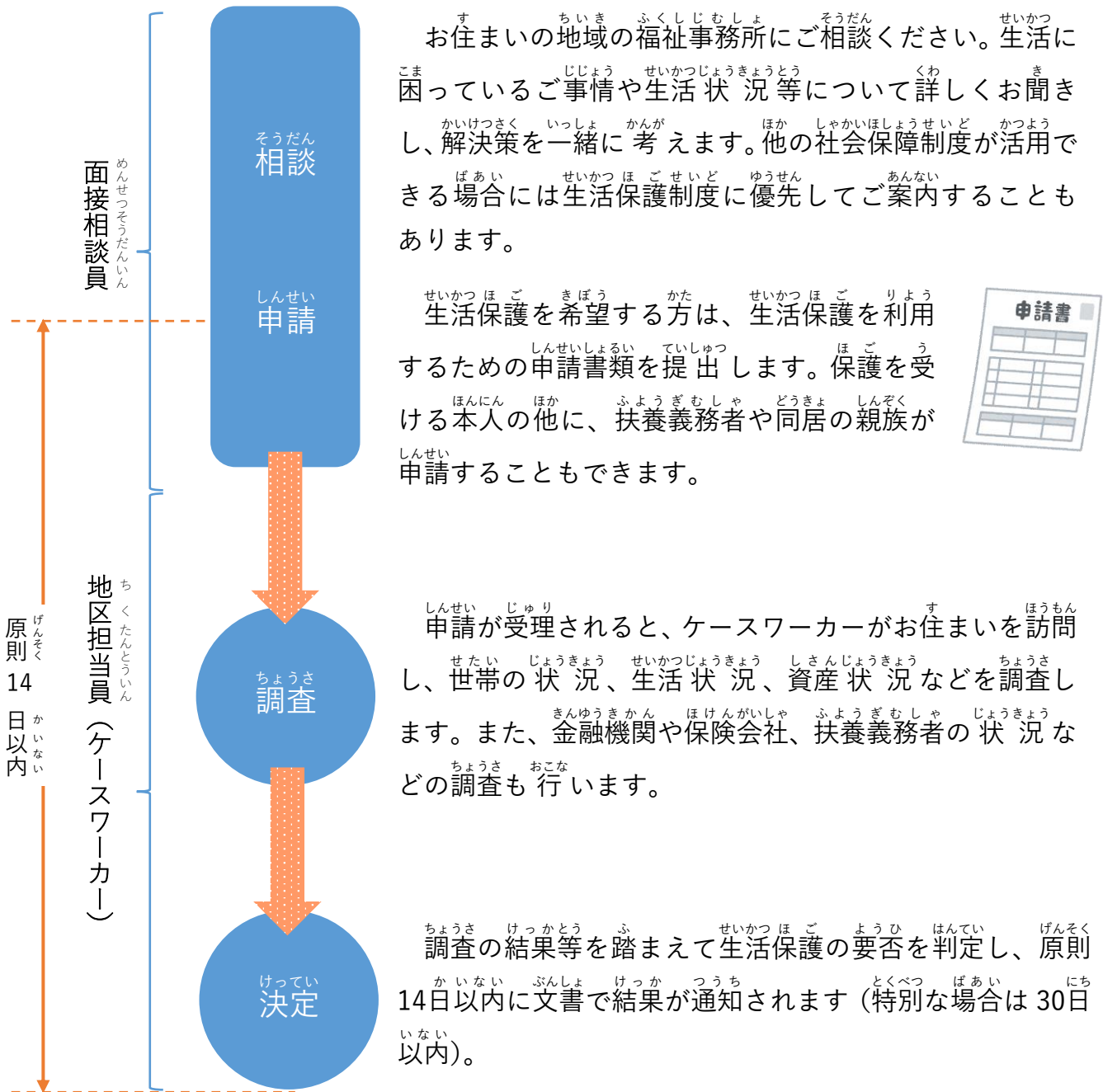
親・子・兄弟姉妹（民法に定める扶養義務者）から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。ただし、親族による扶養は保護の要件ではないため、扶養義務者が扶養しないことを理由に生活保護を受けられないということはありません。

また、DVや虐待などの被害があり、親族に居場所を知られたくないといった特別な事情がある場合は、扶養照会を見合わせることもできますので、相談してください。

暴力団員と生活保護について

暴力団員に対して生活保護制度を適用することは、国民の生活保護制度への信頼を揺るがすばかりではなく、結果として公費が暴力団の資金源となることから、社会正義においても極めて大きな問題となります。暴力団員に対する生活保護の適用は保護の要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応することになります。

そうだん かけてい なが
相談から決定までの流れ



ケースワーカーの実態調査は、申請者のプライバシーにかかわることも多々ありますが、秘密は固く守りますので安心してお話してください。

実態調査は、保護の決定に必要なだけでなく、みなさんの今後の自立に向けての支援にとっても欠かせないものです。



生活保護が開始になると

● 受けられる生活保護の内容

生活保護には8つの扶助（生活保護費）があり、支給要件を満たしたものを基準額内で支給します。現金給付と、医療機関や業者等に直接支払う現物給付があります。

生活扶助

食費、被服費、光熱費などの日常生活費



住宅扶助

アパート等の家賃や地代など

医療扶助

病院や薬局にかかった際の医療費や調剤費（原則現物給付）

出産扶助

出産するための費用 ※入院助産制度が優先されます。



教育扶助

義務教育に必要な学用品や教材費、給食費などの費用

介護扶助

介護保険制度の利用に必要な自己負担金に相応する費用（原則現物給付）

生業扶助

就労に必要な技能習得、就職、高等学校等の就学に必要な費用

葬祭扶助

世帯員が亡くなった際の葬儀費用

● 免除・助成制度等

地方税や国民年金保険料、NHKの放送受信料、水道・下水道基本料などの免除が受けられるほか、都営交通の無料パスの交付（1世帯に1名分）が受けられます。申請方法等は生活保護開始後、担当のケースワーカーに相談してください。

● 専門相談員の支援

必要に応じて就労や年金、健康管理などの専門相談員の支援が受けられます。

就労支援

就職活動の

サポート

年金手続き支援

年金受給権の確認や

手続きのサポート

健康管理支援

心身の健康についての

相談・サポート

● 守らなければならないこと (生活保護を受給する方の義務)



生活保護を受給する方が守らなければならない義務について

では、下記のとおりです。

● 以下のような場合には必ず申告及び届出をしてください。

収入や生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず担当のケースワーカーに申告及び届出をしてください。

<収入の例>



申告

- ・ 給与や手間賃などの働いて得た収入
- ・ 年金や各種手当、雇用保険など
- ・ 臨時的収入 (ネットオークション、親族からの仕送り、援助など)

※ 収入の種類によっては、勤労控除や収入の認定除外もあります。

<生活変化の例>

届出

- ・ 就職や退職をしたとき
- ・ 住所や家賃が変わったとき (転居については必ず事前に相談ください)
- ・ 病院にかかるとき ・ 入院や退院をしたとき

※ 申告や届出がないと、すでに支給された保護費の返還が必要になる場合や、本来受け取れるはずの保護費が受け取れなくなる可能性があります。



● 生活の向上に向けた努力をしてください。(生活保護法第60条 生活上の義務)

- (1) 働ける人は能力に応じて働いてください。
- (2) 収入や支出などの生計の状況を適切に把握するとともに、支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めてください。
- (3) 健康の保持・増進に努めてください。病気の人は療養に努めてください。

● 保護費は支給目的のために使ってください (住宅扶助・教育扶助)。

● 生活の維持・向上と保護の目的達成のために、福祉事務所が必要な指導・指示をすることがありますので、従ってください。

指示に従っていただけない場合には、保護の変更または停・廃止されることがあります。

● 新たな金銭の貸し借りはできません。

借金は収入として認定され、保護費が少なくなります。

また、金銭を貸し、返還を受けた場合、収入認定の対象となり、保護費が少なくなります。

●生活保護を受給する方の権利

生活保護を受給する方には、次のような権利が保障されています。

1. 要件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。

2. 正当な理由なく、保護費を減らされたり、生活保護を利用できなくなったりすることはありません。

3. 受け取る保護費や保護の金品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※生活保護の決定の内容に不服があるときは、遠慮なくケースワーカーにお尋ねください。それでも納得できない場合には、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に東京都知事等に対して審査請求をすることができます。

申請前に知っておいていただきたいこと

■転居が必要な場合があります。

お住いの家賃が国の定める基準より高い場合は、生活保護の申請は可能ですが、保護の決定後に基準内の家賃（共益費を含みません）の住居への転居が必要になります。転居指導を受けた場合の転居費用は、基準額内で支給されます。

あなたの世帯の家賃上限は（ ）円です。

■医療の受け方が変わります。

・生活保護が開始されると、国民健康被保険者証・後期高齢者被保険者証は使えなくなります。

・病院・薬局へかかる時は、事前に登録したマイナンバーカードまたは福祉事務所で交付した医療券を窓口で提示することになります。利用方法などの詳細は担当のケースワーカーへお問い合わせください。

・受診できるのは生活保護の指定を受けた医療機関です。

・薬の処方原則、後発医薬品（ジェネリック医薬品）となります。



■保護費を返していただく場合があります。（生活保護法第63条 費用返還義務）

急迫した事情がある場合には、直ちに活用できない資産等（不動産など）を持ったまま保護を受けることができます。資産が活用できた時には、それまで受給した保護費の範囲内で返還することになります。保護を開始してから、後日、資産や収入が判明したときも返還の対象となります。

にほんこくけんぽうだい じょう ぼっすい
- 日本国憲法第25条 - (抜粋)

「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

せいかつほごほう
- 生活保護法 -

だい じょう (この法律の目的)
第1条

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

だい じょう (保護の補正性)
第4条

- ① 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- ② 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- ③ 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

だい じょう (世帯単位の原則)
第10条

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

だい じょう (生活上の義務)
第60条

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

だい じょう (費用返還義務)
第63条

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

だい じょう (費用の徴収)
第78条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。